

特 記 仕 様 書

第 1 編 共通編
第 1 章 総則

第14節 週休 2 日制モデル工事の 対象	●	発注者 指定型	(1) モデル工事の実施については、「秋田県週休 2 日制モデル工事実施要領」及び「秋田県週 休 2 日制モデル工事に関する農業農村整備運用」に基づいて実施するものとする。
		受注者 希望型	(1) 本工事は、秋田県週休 2 日制モデル工事（受注者希望型）であるため、週休 2 日の実施を 希望する場合、施工計画書の提出前に発注者と協議を行い、週休 2 日の実施について発注 者が認めて指示した場合は、本工事をモデル工事として扱うものとする。
			(2) モデル工事の実施については、「秋田県週休 2 日制モデル工事実施要領」及び「秋田県週 休 2 日制モデル工事に関する農業農村整備運用」に基づいて実施するものとする。